世紀転換期ドイツとオーストリアにおける中欧構想 (特集

20世紀前半のヨーロッパ統合――中欧からヨーロッパへの道――)

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2020-04-08
	キーワード (Ja):
	キーワード (En): Special Issue, Germany, Austria,
	Mitteleuropa, Tohoku Gakuin University
	作成者: 杵淵, 文夫
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24245

3

特集 20世紀前半のヨーロッパ統合―中欧からヨーロッパへの道―

世紀転換期ドイツとオーストリアにおける 中欧構想

杵 淵 文 夫

- 1. はじめに
- 2. ドイツとオーストリアにおける通商問題
- 3. ドイツとオーストリアにおける中欧構想の提唱
- 4. 中欧経済協会の設立とその活動
- 5. おわりに

1. はじめに

世紀転換期の中欧構想は、それほど多くの研究がなされてきたわけではない。数少ない研究事例の一つに、1904年以降に設立された中欧経済協会(以下「協会」)を対象とするものがある⁽¹⁾。この団体の研究では、その創設者ユリウス・ヴォルフ(Julius Wolf)を中心にその活動が検討されてきた。その結果、設立背景や活動目的が明らかにされただけでなく、この団体におけるヴォルフの思想の重要性が指摘されてきた。

ところで、これまでの研究がいずれもドイツ側に集中して行われている点には分析上の 視点の偏りが感じられる。というのも、この団体は実際のところドイツ以外でも設立され ており、諸国の姉妹団体の連携がその団体の活動における大前提となっていたからである。 とするならば、ドイツー国のみを対象とする研究は「協会」を適切に理解するのに十分で はない可能性が否めない。

このような問題点に取り組むための一試論として、本稿はオーストリアにおける中欧構

^{(1) 「}協会」の研究としては、藤瀬浩司氏は、「ドイツ中欧経済協会の設立」『経済科学』第 36 巻第 4 号、1989 年において、ヴォルフの思想と活動を軸に「ドイツ中欧経済協会」の設立過程、目的、会員構成などを明らかにし、また「ユリウス・ヴォルフと中欧経済協会 1904-1918」『経済科学』第 44 巻第 3 号、1996 年において、この団体の設立後の活動と変遷、解散までの過程についてヴォルフを中心に明らかにしている。Hubert Kiesewetter, Julius Wolf 1862-1937: zwischen Judentum und Nationalsozialismus: eine wissenschaftliche Biographie, F. Steiner, 2008 は、ヴォルフの生涯を対象とする研究で、彼の活動の一つとして「中欧経済協会」に触れている。Ursula Ferdinand、'Die Debatte "Agrar-versus Industriestaat" und die Bevolkerungsfrage'、in: Rainer Mackensen, Jürgen Reulecke (Hrsg.), Das Konstrukt "Bevölkerung" vor, im und nach dem "Dritten Reich"、Verlag für Sozialwiss, 2005 は世紀転換期ドイツの「農業国対工業国」論争との関連でヴォルフと「協会」を取り上げている。

4 特集

想に着目する。ところが、オーストリアの中欧構想は研究上でほとんど重視されていない。例えば、経済史的観点からの研究において中欧経済圏の思想は世紀転換期に明らかに後退したと理解され $^{(2)}$ 、あるいは「協会」はドイツの大国志向を満たすための団体に過ぎず、オーストリア経済界からほとんど支持されなかったと考えられてきた $^{(3)}$ 。中欧をテーマとする近年の研究においても中欧構想は重視されているわけではなく、従来の見方が修正される気配は見られない $^{(4)}$ 。実際には「協会」が諸国の姉妹団体の協力によって大戦末まで組織的に活動を継続していたことを考慮すると、これまでの見解にはまだ再検証の余地が残されているのではないか思われる。

本稿の課題は、「協会」に射程におきつつ、世紀転換期ドイツとオーストリア=ハンガリーにおいて中欧構想が提唱された背景を明らかにすることである。ここで特に着目したいのは、主として経済界に限られるものの、ドイツとオーストリア=ハンガリー双方がこの時期に中欧構想の推進に同じように関心を示していた点である。両国の協調の見込み如何は「協会」の活動にとって不可欠な土台をなしていたため、その点は特に重要と思われる。本稿では各業界の詳細な利害分析は概略にとどまらざるを得ないが、ドイツとオーストリア=ハンガリーの経済界が中欧構想に一定の支持を与えた背景に焦点をあてて検討を行いたい。

本稿は以下のように検討を進める。第2章では、1890年代のドイツとオーストリアの通商問題に焦点を当てる。両国における通商条約およびアメリカ合衆国の保護貿易政策に関する議論を検討し、世紀転換期に中欧構想が提唱されることとなった背景を明らかにする。第3章では、ドイツおよびオーストリアにおいて中欧構想がそれぞれどのような経緯を経て提唱されたのかを明らかにする。「協会」設立を視野に入れて、それにかかわった人物たちを中心に検討を行う。第4章では、「協会」の設立と活動を検討する。特に活動初期に焦点を当てて、最終的にこの団体の性格およびそれが包含していた問題性を明らかにする。

⁽²⁾ Herbert Matis, Österreichs Wirtschaft 1848-1913: konjunkturelle Dynamik und gesellschaftlicher Wandel im Zeitalter Franz Josephs I, Duncker & Humblot, 1972, S.379f.

⁽³⁾ Roman Sandgruber, Ökonomie und Politik: österreichische Wirtschaftsgeschichte vom Mittelalter bis zur Gegenwart, Ueberreuter, 1995, S.308f.

⁽⁴⁾ 例えば、Anton Pelinka, 'Fin de Siècle. Mitteleuropa vor und während des Ersten Weltkrieges', in: Anton Pelinka, Karin Bischof, Walter Fend, Karin Stögner, Thomas Köhler (Hrsg.), *Geschichtsbuch Mitteleuropa. Vom Fin de Siècle bis zur Gegenwart*, new academic press, 2016 は世紀転換期オーストリアの中欧を検討しているが、中欧の地域統合の構想は対象とされていない。あるいは、アンドラーシ大学ブダベストの中欧研究センターが 2013 年以降刊行している『中欧研究年鑑(*Jahrbuch für Mitteleuropäische Studien*)』においても中欧構想が取り上げられているわけではない。

2. ドイツとオーストリアにおける通商問題

本章では、世紀転換期の中欧構想の背景を明らかにするべく、ドイツおよびオーストリアがそれぞれ 1890 年代に直面していた通商問題を切り口に検討を行う。

(1) ドイツ:カプリヴィ通商条約とその影響

本節では初めに、1890年代ドイツの通商政策の基調をなすとともにその後の通商をめぐる諸論争の発端となった、カプリヴィ通商条約を概観する(5)。1890年3月、ビスマルクが長年務めてきた首相を辞任し、その後任としてカプリヴィが首相に就任した。カプリヴィ首相の時代にはいわゆる「新航路」が開始され、その中で通商政策もビスマルク時代からの転換がはかられた。というのも、1879年以降に穀物関税が断続的に引き上げられた結果、当時ドイツでは食料価格の高騰が社会問題化しており、また、1880年代以降の電機や化学など新興工業の成長によって、工業製品の輸出拡大が新たな課題として浮上していたからである。政府は従来の通商政策の方針を転換し、相手国との関税率の相互引き下げを行う通商条約を締結することによって対処しようとした。すなわち、ドイツが相手国からの農産物輸入への関税を軽減する代わりに、相手国がドイツからの工業製品輸入への関税を軽減することを軸とする通商政策が打ち出された。

ドイツ政府は 1890 年代初めに、こうした方針の通商条約をヨーロッパ諸国と相次いで締結した。1891 年にはオーストリア=ハンガリー、イタリア、ベルギーおよびスイスとの「大通商条約」が、1893 年にはルーマニアおよびセルビアとの「小通商条約」が、1894年にはロシアと通商条約が締結された。諸条約の基調はオーストリア=ハンガリーとの条約にあるとされており、それにもとづいて継続期間は 1903 年 12 月までと設定された。これによって、諸国間において比較的に安定した中欧通商条約体制が構築された。

ドイツの貿易への条約の影響は本稿の主旨から逸れるため、ここでは 1891 年から 1897 年のドイツの貿易全体の推移を概観するにとどめたい。ドイツの輸出は、33 億 3,900 万マルク (1891 年) から 47 億 8,600 万マルクへと 143.3% 増加し、他方でドイツの輸入は 44

⁽⁵⁾ Rolf Weitowitz, Deutsche Politik und Handelspolitik unter Reichskanzler Leo von Caprivi 1890-1894, Droste, 1978. 国内の研究では,藤村幸雄「19 世紀末葉におけるドイツ通商政策の特質―いわゆる「新コース」政策を中心として―」『経済学論集』第28巻第3号, 1962年,同「金融資本成立期におけるドイツ貿易構造の特質」『同志社大学経済学論叢』第13巻第2号, 1963年,同「1890年代におけるドイツ貿易政策の特徴―通商政策網政策を中心として―」『経済学論叢』第15巻第3-4号,1966年,大谷瑞郎「カプリヴィ内閣の通商条約改訂」『武蔵大学論集』第33巻第5・6号,1986年,加茂川益郎「ドイツ関税政策と国家(1879-1902年)」『敬愛大学研究論集』第55号,1999年など参照。

6 特集

億300万マルクから48億6,400万マルクへと110.4%増加した。条約締結国との貿易の推移については、ドイツの輸出品への関税が軽減されたことによって、カプリヴィの狙い通り、条約期間において輸出増加の傾向がみられた⁽⁶⁾。こうしてドイツの貿易はカプリヴィ通商条約の下で大幅に拡大することとなった。

しかし、カプリヴィ通商条約は、農業関税の軽減によって安価な輸入穀物との競争にさらされることになったドイツの農業利害の反発をも引き起こしていた⁽⁷⁾。ユンカーや農民層は、1892年夏以降に生じた穀物価格の急激な下落に危機感を募らせて、1893年2月に農業者同盟(Bund der Landwirte)を結成した。この団体はたちまち20万人もの会員を集め(1894年)、1901年に会員数は25万人を越えた。またその会員はプロテスタント地域中心に東西の両エルベ地域に及んでいた。その1893年綱領の眼目は、農産物のための十分な関税保護とロシアおよびルーマニア等との通商条約締結の阻止にあった。

農業者同盟は政府の通商政策にも影響を及ぼすこととなった。実際のところ、農業者同盟はルーマニアおよびロシアとの通商条約交渉に対して激しい反対運動を展開したものの、それぞれの通商条約の締結を阻止できたわけではなかった。しかし、帝国議会での採決の分析によれば、カプリヴィ通商条約への反対の立場は、ユンカー層の多い保守党はもとより国民自由党や中央党にまで徐々に拡大していった⁽⁸⁾。農業関税引き上げに向けてドイツ農業が形成した強固な組織は、カプリヴィ退陣後における通商条約改定の一要因となった。

(2) ドイツ:カプリヴィ通商条約の改定

カプリヴィの通商条約の改定はカプリヴィの後任の首相ホーエンローエのもとで着手された $^{(9)}$ 。すなわち,1897年1月の帝国議会において財務長官のポサドウスキーが関税改革に着手する意向を表明した。ドイツ工業家中央連盟(Centralverbands Deutscher Industrieller)はこれに賛同し,同団体の事務局長ビュック(Henry Axel Bueck)は通商条約改定に関する覚書を取りまとめた。この覚書はドイツ工業家中央連盟,ドイツ農業評議会

⁽⁶⁾ 藤村幸雄「19世紀末葉におけるドイツ通商政策, 48-9頁。

⁽⁷⁾ 農業者利害の反発については、村田武「19世紀ドイツにおける農業と農業保護関税」『金沢大学 経済論集』第22号、1986年や、齋藤幸雄「ドイツ農業政策と農業者同盟(1890-1914年)」『経済学 研究』第25号第2号、1975年参照。

⁽⁸⁾ 齋藤幸雄「ドイツ農業政策」, 71-78 頁。

⁽⁹⁾ 通商条約の改定は1901年に首相に就任したビュロウの政府で完了する。新関税の成立については、大津正道「ドイツにおける1902年関税の成立過程」『文化』第41巻,第3-4号,1978年の他に、藤村幸雄「ドイツ帝国主義と貿易政策―1902年関税改革を中心として―」『社会科学』第5号,1967年や、加茂川益郎「ドイツ関税政策と国家」を参照。

(Deutscher Landwirtschftsrat), ドイツ商業会議と政府当局に協力によって新しい通商条約を準備しようとするものであった⁽¹⁰⁾。

その結果,通商条約改定に向けて関税問題を審議する機関として,1897年10月に経済委員会が組織された。これは30名で構成され、そのうち半数の政府代表者以外は、ビュックの覚書にもとづいてドイツ工業家中央連盟など3団体の代表によって占められていた。穀物関税率の引上げが決定的であったものの、その税率の高さについて対立が続いただけでなく、最恵国待遇の堅持か互恵主義の採用か、統一関税率か二重関税率かといった方針をめぐって対立が生じるなど、経済委員会の審議は紆余曲折を経た。結果を先取りすると、新しい通商条約はその次の首相ビュロウのもとで1902年12月に成立した。

他方で、経済委員会の路線に反対し、現行条約の維持を求める人々も活動を展開した。この動きを主導した完成品や輸出志向の工業は、化学協会中心に 1897 年 8 月に創設された通商条約準備本部(Zentralstelle für Vorbereitung von Handelsvertragen)に結集した⁽¹¹⁾。後述のヴァルタースハウゼンの構想はこの団体の叢書で提唱されることとなる。さらに、海運や金融業界の利害もこれに合流し、経済委員会の条約改定に対抗するべく、1900 年 11 月に通商条約協会が結成された⁽¹²⁾。このように、ドイツの経済界はカプリヴィ通商条約の改定をめぐって、2 つの陣営に分裂することとなった。

こうした条約改定をめぐる争いと並んで、学術の世界でも「農業国対工業国」と呼ばれる論争が展開していた⁽¹³⁾。後にヴォルフがこの論争に対して提示した見解が、「協会」設立のきっかけとなる。ここではそれに関する限りで、両陣営の主張を紹介する。農業国側では、論争の火付け役となったオルデンベルク(Karl Ordenberg)が、自国の工業製品を海外に輸出する代わりに自国民の生存に必要な食料の確保を輸入に依存しているドイツの現状を憂慮した。彼によれば、合衆国やロシアさらにアジア海外諸国がドイツと同じような工業化を成し遂げた場合に、それら新工業国は海外市場においてドイツ工業のライバル

 $^{^{(10)}}$ 後述するように、ドイツ工業家中央連盟の関係者は後に「協会」指導部を担うこととなる。また、ドイツ農業評議会の幹部シュヴェリーン = レヴィッツ(Schwerin-Löwitz)も「協会」理事に就任することとなる。

 ⁽¹¹⁾ 輸出工業の利害を代表する工業家同盟も当初これに参加したものの、ディングレー法などの合衆 国の保護貿易に対する懸念から政府に賛同し、やがて準備本部からも離脱した。Hans-Peter Ullman, Der Bund der Industriellen, Vandenhoeck & Ruprecht, 1976, S.168-171.

⁽¹²⁾ 通商条約協会の構成や活動については、大津正道「通商条約協会とドイツ帝国主義―問題点整理のために―」『西洋史研究』新輯第7号,1978年が分析している。なお、この団体の初代会長ジーメンス(Georg von Siemens)は、後述するように、ヴォルフが中欧経済協会設立の計画を相談した人物の一人であった。

⁽¹³⁾ Martin Steinkühler, Agrar- oder Industriestaat: Die Auseinandersetzungen um die Getreidehandels- und Zoll-politik des Deutschen Reiches 1879-1914, P. Lang, 1992, S.30-55 や, Ferdinand, 'Die Debatte "Agrar- versus Industriestaat", S.111-117 や, 田村信一『ドイツ経済政策思想史研究』未来社, 1985 年を参照。

になるだけでなく、ドイツと同じように食料を輸入し始めるので、ドイツは食料を輸入できなくなる危機にも見舞われる恐れがあった。彼は、この危機を避けるにはドイツの工業化の速度を緩めるとともに、ドイツ農業を保護して国内の食料自給を確立するために穀物関税を引き上げるよう主張した。

他方、工業国側の論者は総じて、自由貿易や国際分業が諸国民の生産を効率化し国富を増大させるという効用を重視し、保護貿易はむしろ国民の利益を損なうとする立場をとった。彼らは、ある国の工業化は既存の工業国にとって競争激化や販路喪失ではなく、逆に後者の国の工業製品の輸出を拡大させると捉えていた。また食料など農産物の確保について、工業国側の経済学者ディーツェル(Heinrich Dietzel)は、収穫逓減法則が農業生産に作用する以上、ドイツ農業にさらに投資して生産力を高めようとすることは非効率であるため、海外から安い農産物を輸入する方が合理的である、と主張した。その上で、世界各地の工業化の現状が示すように全ての国や地域が高度に工業化できるわけではなく、農産物を輸出し続ける国もあるので、食料や原料がやがて消費し尽くされるというオルデンベルクの見通しは悲観的過ぎると批判した。

世紀転換期ドイツで展開したこれらの論争は、通商条約に対する農業利害の反発だけで起きたわけではなかった。他の有力な要因の一つとして挙げられるのが、1897年にアメリカ合衆国で成立したディングレー法である⁽¹⁴⁾。そこで、次にディングレー法がドイツに及ぼした影響について検討したい。

(3) ドイツ: ディングレー法への反応

アメリカ合衆国における通商政策の再転換は、1896 年大統領選挙において共和党のマッキンリーが勝利を収めたことに始まる。マッキンリーは 1890 年に保護関税を推進し、いわゆるマッキンリー関税法を成立させた人物であった。共和党陣営は大統領選挙において、関税引き上げこそが国際的な市場競争からアメリカの産業を守ることとなると主張し、製糖や鉄鋼など幅広い製造業利害に支持を訴えていた⁽¹⁵⁾。この選挙結果によって、民主党政権下での比較的穏当な関税率の通商体制が新たな通商体制に取って代わられる公算が高まった。選挙後に任命された特別委員会は新関税の制定に向けた作業をただちに開始し、1897 年 7 月にディングレー法が成立した。同法はマッキンリー関税法以来の互恵主義を

⁽¹⁴⁾ さらに他の要因としては、1897年にカナダがイギリスにのみ供与した特恵関税制度が指摘されいる。大津「ドイツにおける 1902年関税」、35頁や、藤村幸雄「ドイツ帝国主義と貿易政策」、6頁参照。

⁽¹⁵⁾ ディングレー法とその産業的な成立基盤に関しては、鹿野忠生『アメリカ保護主義の基礎研究― その支持基盤の史的分析―』創言社、1984年を参照。

復活させ、また輸入関税の平均税率を 57% という非常に高い水準に引き上げるものであった。

ドイツ国内においてディングレー法は、合衆国議会を通過する前からすでに注目を集めていた⁽¹⁶⁾。ディングレー法の高い関税率と互恵主義は早くから警戒され、前者は合衆国へのドイツの輸出に打撃を与える恐れがあり、後者は両国の通商関係をドイツ側に著しく不利なものに変えると予測された。さらに、同法は経済や貿易の「モンロー宣言」として、ラテンアメリカにおけるドイツの通商にまでも損害を及ぼす恐れがある。と考えられた。

合衆国の通商政策に対するドイツ国内の反発は、アメリカ貿易に関わる党派や産業の利害を越えて広がった、と指摘されている⁽¹⁷⁾。ドイツの報道では、ディングレー関税をきっかけとする関税戦争や、ラテンアメリカにおけるドイツ通商の損害、ドイツ国内産業への打撃などが述べられた。特にドイツ工業界においてはドイツ工業家中央連盟がドイツの繊維、既製品、鉄鋼石炭が危険に晒されると予測し、同連盟の事務局長ビュックはディングレー法について現行の通商体制を暴力的に捻じ曲げるやり方であると合衆国を批判した。同じ傾向が工業者同盟でも見られたように、ドイツの工業利害では合衆国を世界市場や国内市場における手ごわい競争相手とする見方が広まった。

ドイツの諸党派の立場について見ると、保守党や国民自由党が最も強くディングレー法に反発した。まず、主農派が多く所属する保守党は従来から合衆国への警戒を呼びかける急先鋒であった。保守党はディングレー法に対して報復措置を要求し、重工業の利害を代表する国民自由党や自由保守党がこれに同調する立場をとった⁽¹⁸⁾。両党は、ディングレー法を農工業の特定の利害だけでなくドイツ経済全体にとっての脅威と位置づけて、政府が関税戦争を辞さない態度で対抗措置を取ることを主張した。そして、ドイツ政府が形式的に抗議するだけで対抗措置を取らず、現行の最恵国待遇を維持しようとしていると批判した。アメリカ合衆国という共通の敵が出現したことによって、保守党と国民自由党は従来の農工の利害対立を越えて、共同戦線を張ることが可能となった。

ディングレー法への反発は保守党,自由保守党,国民自由党以外にも広がっていた。中央党はもともと合衆国に対する穏健な立場と厳しい措置を求める立場の間で揺れがちで

⁽¹⁶⁾ ディングレー法に対する以下のドイツ国内の反応については、Marek Czaja, Die USA und ihr Aufstieg zur Weltmacht um die Jahrhundertwende: Die Amerikaperzeption der Parteien im Kaiserreich, Duncker & Humblot, 2006, S.135ff を参照。

⁽¹⁷⁾ Marek Czaja, Die USA und ihr Aufstieg zur Weltmacht, S.137-9.

⁽¹⁸⁾ 国民自由党の代表的な人物としては、ヘイル・ツー・ヘルンスハイム(Heyl zu Herrnsheim)やパーシェ(Hermann Paasche)らが挙げられる。両名とも後に「協会」の活動に参加し、特に後者は「協会」の理事に就任した。

あった。しかし、殊にディングレー法に関しては、中央党においても合衆国への対抗方法が一様に論じられた。合衆国の貿易において伝統的に妥協的な方針を取ってきた自由主義左派や社会民主党においてもディングレー法への批判が出された。例えば、社会民主党本部が合衆国に妥協的姿勢を取り続けると、党員からはその方針に対する疑問が投げかけられた。このように、ディングレー法をドイツへの脅威とする見方は党派を越えて浸透していた。

「工業と農業の結束」すなわち国民自由党と保守派の共同戦線は早くも 1897 年 5 月の帝国議会における質疑で実現した⁽¹⁹⁾。カーニッツ、カルドルフ、シュトゥム=ハルベルク、リンブルク=シュティルムら保守党ないし自由保守党の議員は、ドイツ政府が最恵国待遇を破棄しさらに合衆国に対して報復措置を行うよう主張した。とりわけ、シュトゥム=ハルベルクとリンブルク=シュティルムは、合衆国からの譲歩を迫るために関税戦争すらも辞さない強硬な態度でディングレー法に対処することを求めた。さらに、国民自由党も保守派に同調して合衆国に対する批判を展開した。同党のヘルンスハイムは、保守派とは異なり、ドイツの脅威として合衆国の汎アメリカ主義運動への警戒を促すことに力点を置いた。ヘルンスハイムは、合衆国がラテンアメリカ諸国との間に「汎アメリカ関税同盟」を形成することでラテンアメリカ市場に独占的な地位を築くことで、ドイツは同地域に工業製品を輸出できなくなる恐れがある、と主張した。帝国議会で議論された措置はドイツ単独の報復であったものの、他方で、カーニッツがヨーロッパ諸国への共通の呼びかけやヨーロッパ諸国の協力、さらには中欧構想に言及した点は興味深く思われる。

ディングレー法はドイツにおいて通商政策をめぐる新しい勢力図をつくり出すこととなった。同法がドイツ農業と工業に共通の危機として認識された結果, 両業界は合衆国に対して共同で行動するべく接近し, 保護貿易路線という方向性で一致した。ある観点から見れば, これはいわゆる「結集政策」の基盤形成の一部でもあるものの, 世紀転換期の中欧構想の成立背景という観点でも, ドイツの農工業の利害が一致したことは重要な意味を持った。

(4) オーストリア:十二月条約とその改定問題

次にオーストリアにおいて通商政策をめぐっていかなる議論が展開されていたのかの検 討に移る。前述のとおり、オーストリア = ハンガリーは 1891 年にドイツと通商条約を締 結し、オーストリア側においてこの条約は十二月条約と呼ばれた。さらにオーストリアは

⁽¹⁹⁾ Marek Czaja, Die USA und ihr Aufstieg zur Weltmacht, S.139-144.

同年にイタリア、スイス、ベルギーと、1893年にセルビアと、1894年にロシア、ルーマニアとも通商条約を締結することによって、ドイツの中欧通商条約体制に参加することとなった。

オーストリアの各業界が十二月条約とそれに続く諸条約に対していかなる評価を下したのかを以下で検討する。同条約の有効期限の1903年までおよそ半分の期間が経過した頃に、工業および農業それぞれの団体がその結果を分析した。ここではそれぞれの全国的組織である工業家クラブ(Industrieller Club)とオーストリア通商条約締結農林業利害擁護総本部(Österreichische Zentralstelle zur Wahrung der land- und forstwirtschaftlichen Interessen beim Abschlusse von Handelsverträgen、以下農林業総本部)を取り上げて、オーストリアにおける十二月条約への評価を見てみたい。

まず、工業家クラブによる分析の概要は以下のようなものであった $^{(20)}$ 。十二月条約がオーストリア=ハンガリーの貿易に及ぼした変化について、工業家クラブの事務局長ラウニッヒ(A. Gustav Raunig)は輸入を分析した。彼は、その条約で関税率が変更された品目と関税率の変更されなかった品目に分けて、条約締結以降における両品目の増減を比較した。以下の表1がその結果である。

オーストリア=ハンガリーの輸入								
商品	1891 年	1895 年	増加率					
十二月条約で税率が変更されなかった品目全体	54,280	52,780	-2.8%					
(内分け)自主関税義務あり	27,320	23,390	- 14.4%					
無条件の関税免除	24,500	26,610	8.6%					
条件付の関税免除	2,460	2,780	13.0%					
十二月条約で税率が変更された品目全体	7,100	19,460	174.1%					
(内わけ)条件付の関税免除	860	4,640	439.5%					
関税優遇	6,240	14,820	137.5%					

Mittheilungen des Industriellen Club, Jg. VI, 1897, S.46 にもとづき作成。

ラウニッヒは、十二月条約で関税率が変更されなかった品目では、輸入は 1891 年に比べて 1895 年に 2.8% 減少しているのと対照的に、関税率が変更された品目では 174.1% も増加をしていることを指摘した。後者のうち十二月条約で関税を優遇された品目の輸入額は、6,240 万グルデン(1891 年)から 1 億 4,820 万グルデン(1895 年)という 8,580 万もの大幅

⁽²⁰⁾ Mittheilungen des Industriellen Club, Jg. VI, 1897, S.45-57.

I2 特集

な増加を記録した。ラウニッヒはそれを国別で分け、687.5%という最大の増加率を記録したのがドイツであることを指摘した。

また、工業家クラブは 1891 年以降におけるオーストリアの輸出の推移についても分析した⁽²¹⁾。以下の表 2 がその結果である。

(表 2)	(100 万グルデン)
(7	(100 カクルデン)

	1891-98 年のオ	ーストリア=ハ	ンガリーの輸出	
	農産物	鉱産物	工業製品	合計
1891 年	281.4	52.0	453.1	786.5
1892 年	264.1	45.5	412.9	722.5
1893 年	298.2	47.3	460.0	805.5
1894 年	335.1	44.4	416.0	795.5
1895 年	281.9	46.0	414.0	741.9
1896 年	279.1	48.1	446.8	774.0
1897 年	282.1	51.6	432.6	766.3
1898 年	295.6	59.1	454.1	808.8

Mittheilungen des Industriellen Club, Jg. VIII, 1899, S.38 にもとづき作成。

この結果については、輸出が1891年から1898年までに2.8%しか増加していないことや、その増加は主に農産物と鉱産物によるものであり、工業製品の輸出が停滞していることが指摘された。この点から、工業家クラブは十二月条約の結果について、輸入を大幅に増加させたにもかかわらず、輸出を拡大できなかったと結論づけた。

また、工業家クラブは貿易相手国別の検討も行った $^{(22)}$ 。まず、ドイツは最大の貿易相手国であり、オーストリア = ハンガリーの輸入全体に占める割合は 1897 年の従価で約 36%に達していた。1891 年以降の両国間の貿易の推移は表 3 のとおりであった。

(表 3) (100 万グルデン)

	ドイツからの輸入	ドイツへの輸出
1891年	200.1	372.4
1892年	229.6	355.8
1893 年	245.3	377.1
1894 年	257.6	387.1

Mittheilungen des Industriellen Club, Jg. VIII, 1899, S.38-40.

⁽²²⁾ Mittheilungen des Industriellen Club, Jg. VIII, 1899, S.38-40.

1895 年	256.6	350.3
1896 年	256.7	367.7
1897 年	269.8	371.2
増減 (%)	22.6%	-3.2%

Mittheilungen des Industriellen Club, Jg. VIII, 1899, S.39 にもとづき作成。

工業家クラブは、ドイツからの輸入が銑鉄、鉄製品、機械、紙や皮革製品などの工業製品を中心に大幅に増加していたのと対照的に、ドイツへの輸出は穀物、家畜、ワイン、バターなどの不振によって増加するどころか減少したと指摘した。

このような十二月条約の分析結果については、工業家クラブの総会や委員会において、十二月条約の下でオーストリアの輸出は停滞し、その条約がオーストリアに著しく不利であることがたびたび指摘された。1898年4月の総会では、この通商条約を修正するべく、将来の通商条約締結に向けて委員会を組織することが報告された⁽²³⁾。

次に、農業側によるオーストリアの通商条約への評価を見ていく。農林業総本部刊行の 『農林業の観点からの我らの将来の通商政策』において、同団体幹部の一人フランケルは 十二月条約の締結以降におけるオーストリア貿易への影響を分析した⁽²⁴⁾。

フランケルは、オーストリアが工業製品輸出の拡大を狙って東欧諸国と締結した通商条約が当初の目的を達成できているか否かを分析した。彼によれば、それぞれの東欧諸国との1891年から1898年における輸出入の推移は以下の表のとおりであった。

(表 4)	(100 万グルデン)	1
-------	-------------	---

年	1891	1892	1893	1894	1895	1896	1897	1898	
	ロシア								
輸入	27.9	24.0	31.0	43.0	46.9	44.1	56.0	68.2	
輸出	17.8	16.6	23.7	29.2	26.9	27.6	25.9	32.2	
差額	- 10.1	- 7.5	- 7.4	- 13.7	- 20.0	- 16.5	- 30.1	- 36.0	

ルーマニア								
輸入	4.1	5.7	6.1	10.5	13.9	10.6	18.7	38.4
輸出	22.3	27.3	31.2	28.7	24.9	26.2	26.4	33.0
差額	18.2	21.7	25.2	18.2	11.0	15.7	7.7	- 5.4

⁽²³⁾ Mittheilungen des Industriellen Club, Jg. VII, 1898, S.53f.

 $^{^{(24)}}$ Ludwig Frankl, Unsere künftige Handelspolitik vom Standpunkte der Land= und Fortwirtschaft, Johann N. Vernay, 1900.

	セルビア							
輸入	20.3	15.1	14.0	17.4	17.3	15.3	18.3	17.2
輸出	15.1	12.8	14.0	11.7	9.3	10.1	12.0	11.0
差額	- 5.2	- 2.4	-	- 5.7	- 7.9	- 5.2	- 6.3	- 6.2

ブルガリア								
輸入	1.7	1.4	1.6	2.0	1.6	1.4	1.2	2.5
輸出	9.8	7.6	9.0	10.7	7.9	7.4	6.8	7.5
差額	8.1	6.2	7.5	8.7	6.3	6.1	5.6	5.0

Ludwig Frankl, *Unsere kunftige Handelspolitik vom Standpunkte der Land= und Fortwirtschaft*, Wien, 1900, S.55f にもとづき作成。

輸出入の差額について見ると、オーストリアの貿易はいずれの国に対しても 1891 年以来黒字減少ないし赤字拡大で推移していた。フランケルは、特に貿易額が大きいロシアとの貿易についてオーストリアの工業製品等の輸出増加は認めたものの、ロシアからの穀物、菜種、家畜などの輸入が激増していることを指摘した。これについて、彼は、ロシアからの農産物輸入の激増に対して、オーストリアからの多少の工業製品輸出の増加では割に合わないと主張した⁽²⁵⁾。

フランケルは他の東欧諸国の分析も踏まえて、十二月条約を次のように総括した。「東欧への我々の工業生産物の輸出を容易にするというこの条約の際立った目的は、しかしながら、我々の農業の支援に関してドイツとの条約によって追求されたものと同じくらいわずかしか達成されなかった。」(26) 彼によれば、十二月条約は東欧諸国への工業輸出を拡大する目的についても、ドイツへの農業輸出を拡大する目的についても、ほとんど達成できていなかった。その上で彼は、東欧諸国からの農産物や畜産物の輸入からオーストリアの農林業利害を保護するために、十二月条約を維持更新するのではなく、通商条約を改定することを主張した(27)。

農林業総本部も 1900 年 10 月の総会において通商条約の改定を決議した。その中では、ロシアや東欧諸国との現行の通商条約を更新しないことおよび東欧からの家畜輸入を制限することが主張されるとともに、ドイツへの輸出拡大を念頭に二重関税率を導入することや、最恵国待遇を破棄することなども盛り込まれた⁽²⁸⁾。

Frankl, Unsere kunftige Handelspolitik, S.56.

⁽²⁶⁾ Frankl, Unsere kunftige Handelspolitik, S.55.

Frankl, Unsere kunftige Handelspolitik, S.60.

⁽²⁸⁾ Mittheilung der Oesterreichischen Centralstelle zur Wahrung der land= und forstwirthschaftlichen Interessen beim Abschlusse von Handelsverträgen, Nr.65, 1900.

(5) オーストリア:ディングレー法への反応

アメリカ合衆国のディングレー法は、オーストリア=ハンガリーにおいても危機感を持って受け止められた。例えば、工業家クラブでは、アメリカ大統領選挙直後の1897年1月28日の委員会において、合衆国が今後関税率を引上げてさらに互恵主義を復活させるものと予測され、オーストリア工業の経営者の間に合衆国の通商政策に対する懸念が広がっていることが表明された。これらの懸念は合衆国の保護貿易への対応策を求める請願書にまとめられ、オーストリア商務省に送られた⁽²⁹⁾。

工業家クラブはこうした懸念を踏まえて、オーストリア=ハンガリーと合衆国との貿易の推移を調査した。その結果、1892年から1897年にかけて合衆国からの輸入が122%も増加したのに対して、合衆国への輸出は20.9%しか増加していないことが明らかとなった。この結果について、工業家クラブは、オーストリア工業が将来的に合衆国との厳しい競争にさらされる恐れがあることを認め、また、オーストリアが合衆国に最恵国待遇を供与しているにもかかわらず、合衆国がディングレー法の互恵主義によってオーストリアに不利な貿易待遇を供与するという不公平な通商関係にあることを指摘した(30)。

ディングレー法については、工業家クラブの当時の会長であったペーツ(Alexander Peez)が再三にわたって合衆国の脅威と対抗策の緊急性を訴えた。例えば、彼は 1898 年 4 月の総会において、合衆国への対抗を念頭にオーストリア工業の通商政策の総本部を設立することと、そのための農業利害との連携を呼びかけた⁽³¹⁾。ペーツの主張はすぐに実行されたわけではなかったものの、彼は 1900 年 12 月の委員会において、ニーダーエスターライヒ産業協会から提案された「通商条約独立総本部」の設立に関する発言の中で、合衆国との競争がオーストリア工業に及ぼす影響を論題とする集会を開くよう提案した。この提案を踏まえて、工業家クラブは翌年 3 月に「アメリカ夜会(Amerika-Abend)」を開催することとなった⁽³²⁾。

農林業総本部においても合衆国に対して警戒するよう訴えられた。合衆国の農業に関しては、同国産小麦の輸出量が1890年代を通じて大幅に増加し、低廉な海運輸送費によってイギリス市場に大量に輸入されていることが指摘された。さらにマッキンリー関税法やディングレー法の影響については、合衆国が1890年代を通じてヨーロッパからアメリカへの輸入を減少させたのに対して、アメリカからヨーロッパへの輸出をほぼ倍増させたこ

⁽²⁹⁾ Mittheilungen des Industriellen Club, Jg., VI, 1897, S.14-16.

⁽³⁰⁾ Mittheilungen des Industriellen Club, Jg., VIII, 1899, S.39f.

Mittheilungen des Industriellen Club, Jg., VII, 1898, S.53f.

Mittheilungen des Industriellen Club, Jg., X, 1901, S.1-3.

とが指摘された $^{(33)}$ 。同団体幹部のホーエンブルム(Alfred Simitsch, von Hohenblum)は合衆国の保護貿易政策に対する批判の急先鋒として、ヨーロッパ諸国が合衆国から自国の生産を守るために、新しい通商条約の締結に際して「ヨーロッパの関税通商政策」を統一的に表明することを提唱した $^{(34)}$ 。実際に農林業総本部は 1900 年の総会において、合衆国に対抗するための保護協定をドイツないし中欧諸国と締結することを決議していた $^{(35)}$ 。

3. ドイツとオーストリアにおける中欧構想の提唱

本節では、ドイツとオーストリアにおいて中欧構想が提唱された経緯を検討する。中欧構想は当時すでに様々に提唱されていたが、本稿ではドイツ側については「中欧経済協会」設立との関連からヴォルフと、彼に示唆を与えたと考えられるザルトリウス・フォン・ヴァルタースハウゼン(August Sartorius von Waltershausen、以下ヴァルタースハウゼン)を取り上げる (36)。オーストリア側については、オーストリア経済学者協会のフィリポヴィッチ(Eugen Philippovich)とグルンツェル(Joseph Grunzel)、工業家クラブのペーツの主張を扱い、両国において中欧構想が提唱された過程を述べたい。

(1) ヴァルタースハウゼンの構想

ヴァルタースハウゼンは1852年にゲッティンゲンに生まれた。彼の祖父と父はゲッティンゲン大学の教授であった。こうした環境の下で彼も学術を志し、自身の専門領域として経済学を選んだ。彼は、アメリカ合衆国がイギリス帝国を凌駕する経済大国になるのではないかと予測し、当時成長著しかった合衆国の経済にとりわけ関心を寄せた⁽³⁷⁾。

ヴァルタースハウゼンの思想形成に影響を及ぼしたと考えられるのが、1880年10月からおよそ1年間のアメリカ調査旅行である。主な目的はアメリカの労働運動の調査であり、彼は合衆国の東海岸諸都市から西海岸までの工業地帯や南部綿花地帯のみならず、さらにキューバ、メキシコ、カナダを巡った。アメリカ労働運動に関する研究成果は帰国後に書

⁽³³⁾ Mittheilung der Oesterreichischen Centralstelle, Nr.51, 1901.

Mittheilung der Oesterreichischen Centralstelle, Nr.32, 1901.

⁽³⁵⁾ Mittheilung der Oesterreichischen Centralstelle, Nr.65, 1900, S.2.

⁽³⁶⁾ ヴァルタースハウゼンの構想およびそれとヴォルフの構想との関係の詳細については、拙稿「世紀転換期における中欧経済圏構想の思想的背景」『ヨーロッパ文化史研究』第18号,2017年を参照されたい。

⁽³⁷⁾ Marcel van der Linden and Gregory Zieren, 'August Sartorius von Waltershausen (1852-1938), German Political Economy, and American Labor', in: David Montgomery and M. v. d. Linden (ed.), August Sartorius von Waltershausen: The Workers' Movement in the United States, 1879-1885, Cambridge, 1998, pp. 28-64.

籍や論文として発表された。

また、ヴァルタースハウゼンは 1885 年にチューリヒ大学の政治経済学の教授として就任し、その3年後にシュトラスブール大学に招聘された。1890 年代前半に彼は労働運動の研究を一段落させると、通商政策の検討も始めた。その理由としては、合衆国における高率保護関税法やドイツの中欧通商条約体制の成立を指摘しうる。それに加えて、彼がアメリカにおいて合衆国の急激な経済成長に強く印象づけられたことも影響したと思われる。1897 年以降ドイツにおいて通商条約改定をめぐる論争が始まると、彼は「通商条約準備本部」の叢書として『ドイツとアメリカ合衆国の通商政策』を公表した(38)。

ヴァルタースハウゼンは同書において合衆国の保護関税政策の歴史を分析し、ドイツが採るべき通商政策を提言した⁽³⁹⁾。合衆国経済の分析はおおよそ次の通りである。すなわち、合衆国は独立以来、領土が西に拡大し、人口が大幅に増加した。南北戦争の激しい国内対立はあったものの、資源開発や産業育成に成功し、国民の所得増加と大市場の形成を成し遂げた。こうした経済的基盤にもとづいて、鉄鋼や石油の部門で高い競争力を持つ企業が誕生し、トラストやコンツェルンを結成した。そして今やかつての農産物輸出国から工業製品輸出国に転換しつつある。しかし、合衆国は海外への輸出を拡大させると同時に海外からの輸入も大きく増加させている。ヴァルタースハウゼンはこの点において、合衆国市場の拡大を根拠にヨーロッパの対合衆国輸出を悲観しておらず、合衆国の経済大国化や工業化を必ずしもヨーロッパ諸国の工業への脅威とは見なさなかった。

他方でヴァルタースハウゼンが脅威と捉えたのは、ディングレー法と汎アメリカ主義運動であった。彼によれば、前者は高い関税率と互恵主義によって合衆国へのヨーロッパ製品の輸入を阻止するとともに、ドイツを含むヨーロッパ諸国に一方的な関税引き下げを迫るものであった。後者は、合衆国とラテンアメリカ諸国との関税同盟を結成することによってラテンアメリカを合衆国の独占的市場に組み入れ、ヨーロッパ諸国の輸出品をラテンアメリカ市場から意図的に排除するものであった。彼は、合衆国が保護貿易政策によってヨーロッパ諸国の対アメリカ輸出を阻害しようとしていると考えて、注意を喚起した。しかし、ドイツ単独で関税戦争を挑むことについては、ドイツがアメリカ市場を失う結果になるだけであるとして反対した。

そこでヴァルタースハウゼンが提唱した構想は、「アメリカ人に対して同じないし類似 の利害を持つ諸国と連合」することであった。それら諸国とは具体的には、「第一にオー

⁽³⁸⁾ August Sartorius von Waltershausen, Deutschland und die Handelspolitik der Vereinigten Staaten von Amerika, Berlin, 1898.

⁽³⁹⁾ 同書の詳細については、拙稿「世紀転換期における中欧経済圏構想」参照。

ストリア=ハンガリー、フランス、ベルギー、次いでスイス、オランダ、イタリア、スペイン、ポルトガル、デンマーク、スカンジナヴィア諸国、最後に最も遠くのルーマニア、ブルガリア、セルビア」であった。また、「連合」とは、「全ての国々が基本的特徴の同じ関税率条約を合衆国と締結」し、さらに「全ての国々を満足させる条約が完全に保障された場合にのみ条約を批准するよう、相互に義務づけられる」というものであった。すなわち、ヨーロッパ諸国が共同して同条件の通商条約の締結を合衆国に迫るということであり、彼によれば、もし仮に合衆国が条約締結を拒否したならば、ヨーロッパ諸国が共同で合衆国に輸入禁止的な関税を課すので、ドイツ単独での関税戦争の場合とは逆に、合衆国側が深刻な打撃を受けることを覚悟せねばならなくなる、というわけであった。さらに、彼は、ヨーロッパ諸国にだけ相互に適用される最恵国待遇の通商体制や西欧関税同盟といった将来構想についても言及した。

(2) ヴォルフの構想

ヴォルフは 1862 年にオーストリアのブルノのユダヤ人の家系に生まれた⁽⁴⁰⁾。アングロ・オーストリア銀行で勤務した後に、1885 年にスイスのチューリヒ大学講師に、1898 年に同教授に就任した。このスイス時代にヴォルフはヴァルタースハウゼンと知り合った。ヴァルタースハウゼンはほどなくシュトラスブール大学へ移ったものの、二人の交友関係は長く続いた。もともと財税制や金融を専門分野としていたヴォルフはヴァルタースハウゼンに影響されて世界経済に関心を広げた、との見方もある⁽⁴¹⁾。ヴォルフは 1897 年にヴロツワフ大学に招聘され、1898 年に『社会科学雑誌(Zeitschrift für Socialwissenschaft)』を創刊した。後にこの学術誌においてヴォルフはヴァルタースハウゼンと中欧諸国の経済連携の構想に関して議論をかわした⁽⁴²⁾。

ヴォルフは 1901 年に『ドイツ帝国と世界市場』を刊行した⁽⁴³⁾。同書にはシュレジェン州農業会議所での講演をもとにした論説「国民経済と世界経済」が収録されており、これが中欧構想をめぐるヴォルフの取り組みのきっかけとなった⁽⁴⁴⁾。

この論説でヴォルフが挑んだのが「農業国対工業国」の論争であった。彼によれば、当

⁽⁴⁰⁾ ヴォルフの経歴は Kiesewetter, Julius Wolf 1862-1937, S.22-27 参照。

⁽⁴¹⁾ 藤瀬「ユリウス・ヴォルフ」, 2-3 頁。

⁽⁴²⁾ August Sartorius von Waltershausen, 'Beiträge zur Beurteilung einer wirtschaftlichen Foederation von Mitteleuropa', Zeitschrift für Socialwissenchaft, Jg. 5, 1902.

Julius Wolf, Das Deutsche Reich und der Weltmarkt, Gustav Fischer, 1901.

⁽⁴⁴⁾ 以下ヴォルフの構想の内容については、註1の藤瀬氏、Kiesewetter 氏、Ferdinand 氏らの研究の他に、拙稿「世紀転換期における中欧経済圏構想」を参照。

時政府や経済界で展開していた通商条約改定や穀物輸入関税の引上げさえも問題全体の一角に過ぎなかった。彼はこの論争を、ドイツにおける人口急増の問題と絡めつつ、世界経済の中においてドイツ国民経済が将来的に繁栄するのか衰退するのかにかかわる問題と位置づけた。

「農業国対工業国」の論争におけるヴォルフの位置は「中道」と言われている⁽⁴⁵⁾。すなわち、ヴォルフは農業国側のオルデンベルクに対しては、農業生産量を増加させる余力が世界各地に十分に残されているため、ドイツが農産物を輸入できなくなる恐れを論じるのは早すぎると批判した。また、ドイツの工業製品輸出の継続性に関しても、イギリスやフランス、あるいは工業化した東アジア諸国との市場競争においてドイツ工業全体が苦境に陥る可能性はない、と主張した。

他方、ヴォルフは、工業国側のディーツェルに対して、「農業国が工業化すると、輸出が衰退するのではなく活発化するというのは決して確実ではない」と批判した。このケースに該当するのは「工業分野においてヨーロッパの先進工業国に匹敵し、全ての特殊な製品を生産できる国」であり、ヴォルフによれば、それはアメリカ合衆国であった。合衆国の強みは巨大経営によって生産費の引き下げを大幅に実現した点にあり、すでに鉄鋼の輸出がそうであったように、合衆国はヨーロッパ工業の脅威になりつつあった。これを踏まえて、ヴォルフは「諸国民の競争の圧倒的な敵対者はアメリカである」と主張した。さらに、ヴォルフは、ドイツ国民が危機的状況に陥る可能性として、イギリス、フランス、ロシアなどの諸国が同時にドイツと開戦して、ドイツの穀物輸入が遮断された場合を挙げた。このようにヴォルフは農業国と工業国の両陣営への批判から、合衆国との競争およびヨーロッパ諸国との戦争という2つの危機を導き出した。

ヴォルフが2つの危機への処方箋として提案したのが,「アメリカ合衆国に対抗して連携するであろう『ヨーロッパ合衆国』」であった。ただし,ヴォルフは,ペーツによる「合衆国に対抗するヨーロッパ関税」の案は現実的ではないと指摘し,「中欧合衆国」を第一歩とすべきであることと関税同盟の手法をとらないことを主張した。ヴォルフの構想とは,最初にドイツ,オーストリア=ハンガリー,スイスが最初に経済政策の面で連携を始め,次にオランダとバルカン諸国,その後にイタリア,フランス,ベルギーが加入するというものであった。彼は、参加諸国の経済的自主権は無条件・無制限に保証されると強調した。彼の見込みによれば、これら諸国が通商政策で連携することで,孤立時よりも良い通商条件をアメリカ合衆国から獲得できる、とのことであった。

⁽⁴⁵⁾ Ferdinand, 'Die Debatte "Agrar- versus Industriestaat", S.117.

ここでヴァルタースハウゼンとヴォルフの構想をひとまずまとめたい。両者は当時ドイツの通商条約をめぐる論争や合衆国の台頭を背景として中欧構想を提唱した。また、合衆国のディングレー法をドイツにとっての脅威とみなし、その対抗策としてヨーロッパ諸国の通商政策連合を提唱した。しかし、合衆国の工業の成長がヨーロッパ諸国の工業製品輸出に及ぼす影響については評価が分かれた。ヴァルタースハウゼンが工業国論者の立場と同じように、合衆国の工業がヨーロッパ諸国の輸出を促進すると捉えたのに対して、ヴォルフはその見通しを否定した。すなわち、ヴォルフにとっては合衆国の保護貿易政策の是正だけが問題なのではなく、合衆国の工業に対抗するためにヨーロッパの大市場を創出することも問題であった。

(3) オーストリアにおける中欧構想

次にオーストリア側で中欧構想が提唱された過程を見ていきたい。ここでは特にオーストリア経済学者協会(Gesellschaft österreichischer Volkswirte)、工業家クラブと農林業総本部が世紀転換期に開催した2つの討論会の議論に着目する。

まず、オーストリア経済学者協会は1900年1月23日、30日、2月6日、13日の4回にわたって「ドイツとの緊密な関税通商連合」を論題とする討論会を開催した。その会には同団体の会員だけでなく、農工諸業界の経営者や団体代表者が出席した。また、農業と工業の利害代表が一堂に集って通商政策を議論したという点で、翌年の「アメリカ夜会」の開催に向けて重要な意義を持つこととなった。

討論会では会長のウィーン大学教授フィリポヴィッチが冒頭あいさつに立ち、オーストリアの通商政策の改定時期が迫る中で、論題に対する各業界の経済情勢および代表者の利害を調査することが討論会の目的であることを説明した⁽⁴⁶⁾。フィリポヴィッチは論題の趣旨について、全世界が合衆国、イギリス帝国、ロシアのような「大経済領域」を形成する趨勢の中にあり、そのような領域の一つに「大中欧連合(grosse mitteleuropäische Vereinigung)」が加わる可能性があることに言及した。

次いで、グルンツェルが基調講演を行った⁽⁴⁷⁾。グルンツェルは、合衆国、イギリス、ロシアの「大通商領域」に対してドイツやオーストリア=ハンガリーの「通商領域」が小さすぎるとの見解を示した。合衆国については、汎アメリカ主義運動やディングレー法によって最恵国待遇にもとづく通商体制が揺らいでいることも指摘した。そこで、グルンツェ

 ⁽⁴⁶⁾ Ein Zoll- und Handelsbündniss mit Deutschland. Verhandlungen der Gesellschaft österreichischer Volkswirte in den Plenarversammlungen vom 23. und 30. Jänner, 6. und 13. Februar 1900, Wien, 1900, S.1-5.
(47) Ein Zoll- und Handelsbündniss mit Deutschland, S.5-25.

ルは、合衆国等に対抗するために「中欧関税同盟」を形成する必要があることを主張した。また、彼自身は、独墺の中間関税を完全に撤廃することに懐疑的であるとしつつも、「全ての中間関税線の廃止によって完全な関税同盟が目指されるであろう」と述べた。また、関税率によらない経済的接近の方法として鉄道輸送、獣疫協定、仲裁裁判所などの分野における協力を挙げた上で、グルンツェルはこれらの協力の先に「ヨーロッパ関税同盟」が結成される、と主張した。

グルンツェルの基調講演に対する各業界の反応や討論の詳細にここで立ち入ることはできないものの、全体を概観すると、彼の関税同盟構想への賛否は割れたと言える。賛同したのは、高級家具、既製服、亜麻製品、一部の金属加工やガラス、農業のように、ドイツに対して一定の市場競争力をもつ業界であった。他方で、それ以外の工業は反対に回った。その中でも工業家クラブを代表して出席していたラウニッヒが、関税同盟にはっきりと反対の立場を取ったことは重要であった。他方で、関税同盟ではなく、通商条約によって独墺が相互に関税率を優遇しあう連携方法については大多数の部門が賛成した。しかしながら、ドイツとの通商関係の強化それ自体に強く反対する綿製品のような業界もあり、グルンツェルらは論題の趣旨について弁明を余儀なくされるほどであった。

全業界で比較的に共通してみられた認識として次の3点を指摘したい。第一点目は、「大経済領域」の形成を時代の傾向であるとする捉え方である。関税同盟については賛否が分かれたとはいえ、何らかの中欧の広域的な経済連携が必要であることはどの業界でもおおよそ認められていたと言える。第二点目は、その経済連携を関税だけでなく、鉄道や水運、獣疫、仲裁裁判、商法など広い経済分野で推進するべきとする立場である。第三点目はアメリカ合衆国の動向への注目である。新たな経済大国の出現を警戒し独墺経済連携を強化しようとする立場にとっても、合衆国に原料を依存する綿製品業界のように合衆国との経済関係を重視する立場にとっても、合衆国の経済や通商政策の動向は無視すべからざる要因であった。確かにグルンツェルの関税同盟構想は少なからぬ反対にもあったものの、独墺間での経済連携の必要性そのものは農工両業界において共通認識を得られていたと考えられる。

1901年10月23日に工業家クラブと農林業総本部が共同で「アメリカ夜会」を開催した。これは、工業家クラブが同年3月に単独で開催した「アメリカ夜会」の決議において農業と工業が共同で討論会を開催することが決定された⁽⁴⁸⁾、ということを受けたものであった。両団体の多数の会員のみならず、オーストリア経済学者協会やオーストリア工業者同

⁽⁴⁸⁾ Mittheilungen des Industriellen Club, Jg., X, 1901, S.30.

盟などの他団体の代表者たち、さらに外務省とオーストリア内務省、商務省および農務省の官僚が出席していたように、この集会はオーストリアにおいて注目を集めることとなった。後の「協会」設立の過程を踏まえると、この集会がアメリカ合衆国への対抗措置をテーマに据えていた点と、農業と工業の代表者が出席して両者の利害を相互に確認する場になった点は、特に重要であるように思われる。

この集会において各業界の代表者たちはアメリカ合衆国との貿易状況および通商政策について発言した⁽⁴⁹⁾。本稿では、この集会で講演者の役を担ったペーツに着目する。ペーツは合衆国の貿易状況および通商政策について次のような認識を示した。オーストリアはイギリス市場に農産物を輸出してきたが、合衆国がイギリスに安価な農産物を大量に輸出し始めたことで、オーストリアのみならずヨーロッパ諸国の農業はイギリスから駆逐され、現在苦境に立たされている。さらに、石炭、鉄鋼、機械においても合衆国は低い費用で生産することが可能であり、オーストリアやヨーロッパ諸国に輸出攻勢を始めている。豊富な資本を有しトラストを形成する合衆国の工業はヨーロッパ諸国に対して優位に立っている。また、通商政策については、合衆国はディングレー法によって海外からの輸入に対して国内市場を閉鎖した。合衆国国務長官の発言に象徴されるように、合衆国が目指しているのは世界の通商を支配することである。

そこでペーツが主張したのはアメリカ合衆国に対する防衛策をとることであった。工業と農業の両方が国内市場を確保できるようにすることがその目的であり、ペーツはオーストリア単独での対抗措置ではなく、国際的な防衛策を推奨した。ペーツの提案に関して、集会では各業界から、ドイツとの共同措置や中欧諸国との共同措置などの形で賛同意見が相次いで出された。それを踏まえて、「アメリカ夜会」の決議では、貿易に関して合衆国への優遇の供与を避けるために新条約において最恵国待遇を採用しないこと、諸国間の相互優遇のために関税項目を細分化することに加えて、「海外の競争相手からの共同防衛のための中欧諸国の統合(通商政策の保護協定)」が採択された(50)。

本節で見てきたように、世紀転換期にはドイツとオーストリアの双方において中欧の経済連携の構想が提唱された。直接の背景としては両国で通商条約の改定が近づいていたことだけでなく、合衆国の保護貿易政策に対する両国の危機感が高まっていたことも指摘しうる。また、関税同盟も検討されたものの、最終的にはヴォルフの構想や「アメリカ夜会」の決議のように、関税同盟によらないヨーロッパ諸国の通商政策上での連携が支持を得る

⁽⁴⁹⁾ Mittheilungen des Industriellen Club, Jg., X, 1901.

⁽⁵⁰⁾ Mittheilungen des Industriellen Club, Jg., X, 1901, S.110.

こととなった。これは、関税同盟に対してはドイツ農業とオーストリア工業の強い反発が 予測されるため、実現可能性の高い方法と取ろうとする考慮が働いたものと思われる。

4. 中欧経済協会の設立とその活動

(1) ユリウス・ヴォルフの設立活動

ヴォルフの構想はドイツ経済界の有力者から注目され,1901年に団体設立と活動方針が策定され始めた⁽⁵¹⁾。ヴォルフはその計画策定の協力者として、ドイツ銀行会長のジーメンスと元オーストリア商務大臣のシェフレを挙げている。藤瀬氏はその他にドイツ工業家中央連盟会長のレトガーや国民自由党のパーシェらドイツ重工業の利害関係者が参加したと推測している。その団体の活動方針は主として、関税同盟を目指さないこと、政治的な扇動活動を行わないこと、参加国の経済的主権を脅かさないこと、通商政策を唯一の課題としないことであった。当時のドイツの通商条約をめぐる政争に巻き込まれることを避けて、計画が2年間延長されたとする見方もあるものの、ヴォルフが1902年3月以降にヘルベルト・フォン・ビスマルクとこの計画についてやり取りを続けており、さらに団体設立の準備委員の指名を依頼していたことが明らかとなっている⁽⁵²⁾。

オーストリアでは 1903 年 5 月に「中欧諸国の統合」を題目とする討論会が行われた。これは、ニーダーエスターライヒ農業協会とオーストリア工業家中央連盟が「アメリカ夜会」を引き継ぐかたちで、合衆国から差し迫る共通の危機への対策について話し合うために開いた催しであった。そのための講演者として招かれたのがヴォルフであった⁽⁵³⁾。

ヴォルフはこの講演において、まず関税同盟には実現の見込みが全くないことを主張し、次いでヨーロッパ諸国の貿易にとって最大の脅威がアメリカ合衆国であることを指摘した。彼はその脅威として主に次の2点を示した。一つ目が、合衆国のディングレー法による高い関税率と互恵主義であった。ヴォルフは、最恵国待遇を採用する現在の通商体制では、関税率の高い合衆国とそうでない国に同じ通商条件を与えることになるため、そのような不公平を避けるにはヨーロッパ諸国が最恵国待遇を廃止するべきである、と主張した。二つ目はアメリカの農工業の生産力であった。ヴォルフは、合衆国の農工業が豊かな天然

^{(51) 「}協会」設立までの大まかな流れは、藤瀬氏が同団体の叢書 Veröffentlichungen des Mitteleuropäische Wirtschaftvereins in Deutschland, Heft. 1, Berlin, 1904 にもとづいて検討している。藤瀬「ドイツ中欧経 済協会」、40-45 頁を参照。

⁽⁵²⁾ Kiesewetter, Julius Wolf 1862-1937, S.315f.

⁽⁵³⁾ 以下ヴォルフの講演内容は、Veröffentlichungen des Mitteleuropäische Wirtschaftvereins in Deutschland, Heft. 1, Berlin 1904, S.31-45 を参照。

資源、高い輸送力、市場の広さなどを要因として、著しく低い生産費で農産物や工業製品を大量に生産していると指摘し、さらに合衆国による海外市場への大規模な輸出攻勢が迫っていると予測した。その対処策としてヴォルフは、合衆国に比肩しうるほど大規模なヨーロッパ共通市場を創出しさらに諸産業の分業を促進するによって、ヨーロッパ諸国の諸産業が十分な競争力を持てるようにすることを説いた。彼は最後に、最恵国待遇の破棄によって合衆国との関税戦争が起きる可能性があるため、ヨーロッパ諸国は一国ではなく「通商政策同盟」を組んで合衆国に対抗することを主張した。

ヴォルフの講演に対して、オーストリア工業家中央連盟とニーダーエスターライヒ農業協会の代表者は賛同した。ただし、綿製品業界の代表は、合衆国との関税戦争によって合衆国からの綿花輸入が途絶えることを懸念し、ここでも構想に反対を表明した。

このように団体設立の動きは1903年に加速し、ヴォルフは新聞雑誌の論説で団体の計画や活動方針を訴えた。藤瀬氏によると、同年10月に「協会」設立の「呼びかけ」が公表された⁽⁵⁴⁾。その主な内容は、関税同盟や政治的目標を計画に入れないこと、従って各国の経済的主権を脅かさないこと、諸国間で経済法制度の均一化や簡略化を幅広く進めること、諸国が合衆国との交渉で協調することであった。この「呼びかけ」は、ドイツ国内では重工業から工業者同盟におよぶ広い工業家層からの反響を呼んだ。ヴォルフによれば、国外では、オーストリア=ハンガリー、イタリア、デンマーク、フランスなど周辺諸国の政治指導者や経済界の有力者の支持を得たとされる。

ドイツとオーストリア = ハンガリーにおいて「呼びかけ」の賛同者をもとに、「中欧諸国共通経済利害擁護協会」の発起委員会が組織された⁽⁵⁵⁾。ドイツでは工業団体の関係者を中心に 42 名が参加した。オーストリアで参加した 32 名では農業と工業が均衡しており、また元政府閣僚が多数を含まれていた。ハンガリーでは農業の利害代表が多く、17 名が参加した。発起委員会の名簿には、「呼びかけ」の解説が付されており、その中では主として、関税同盟を目的としないこと、諸国が合衆国との条約交渉において協調すること、最恵国待遇条項を廃止して互恵主義的な体制に移行すること、手形、小切手、鉄道・水運、国際振替、司法共助、国境監視や輸出入管理、仲裁裁判所など広範な領域において法制度の均一化や簡略化を進めることが述べられていた。

^{(54) 「}呼びかけ」の内容と反響については、藤瀬「ドイツ中欧経済協会」、41-42頁を参照。

⁽⁵⁵⁾ Bundesarchiv, R901-7557, Bl.56-57.

(2) 「中欧経済協会」の設立

最初の「協会」はドイツで設立された⁽⁵⁶⁾。1904年1月21日の設立総会への出席者は多くなかったものの、ドイツの各業界の有力者が出席していた。設立総会では役員選出が行われ、ヴィルヘルム2世の義弟エルンスト・ギュンター公が会長に就任し、10名からなる理事会も選出された。ヴォルフや、先述のパーシェとレトガーらは理事会の構成員に選ばれ、ヴォルフは副会長の一人に就任した。藤瀬氏は理事会や委員会等の構成を分析し、ドイツ工業家中央連盟が中心ではありつつも、ドイツ工業家同盟までの有力者を含む広い工業利害を代表していることと、政党別では保守党、自由保守党、国民自由党、中央党までを含む幅広い体制支持層に広がっていたことを指摘している⁽⁵⁷⁾。「協会」の規約は「呼びかけ」以来の内容にもとづいており、「協会」が政治目標を拒否すること、関税同盟のように経済的主権を侵す事項は問題外とすること、幅広い経済領域において経済法制度の同一化や諸施設の相互便宜の供与を促進すること、そして合衆国との交渉において協調すること、加盟国間での特恵供与を進めることを主な内容としていた。

この設立総会においてヴォルフは実質的な創設者として講演を行った。彼はその中で、アメリカ合衆国の工業が高い市場競争力を持つこととその要因を分析した。彼は、合衆国の国内市場の広さを基盤とする大量生産、分業化、規格化によって工業生産の製造費の低下が可能となっていることを指摘した。ヴォルフはこれに対して、まず中欧諸国が合衆国に対して通商政策上で連携し、最恵国待遇条項を廃止して互恵主義に転換することを主張した。その上で、彼は中欧諸国が関税同盟以外の方法によって広範な経済領域で連携を深めることを主張した。彼はその領域として、関税書式の簡略化、関税中立裁判所、国境業務の協力、商業統計の統一、国際的な法律共助、商法と中心とする経済的な法制度の均一化などを挙げた(58)。

「ドイツ中欧経済協会」(以下「ドイツ協会」) に次いで、1904年12月10日ブダペストのハンガリー科学アカデミーにおいて、「ハンガリー中欧経済協会」(以下「ハンガリー協会」) の設立総会が開催された⁽⁵⁹⁾。ここでは、まずハンガリーの前首相ヴェケルレ (Wekerle Sándor) が講演を行い、海外との緊密な関係がハンガリーの経済的利害にとって重要であること、各国「協会」が関係を緊密化させることで「協会」の活動は成果をあげられること、各国政府が国際貿易において融和的関係になることを主張した。次いで、事務局が設

⁽⁵⁶⁾ 藤瀬「ユリウス・ヴォルフ」,7-9 頁や,Kiesewetter, *Julius Wolf*, S.318-321 を参照。

⁽⁵⁷⁾ 藤瀬「ドイツ中欧経済協会」, 49-53 頁。

⁽⁵⁸⁾ Veröffentlichungen des Mitteleuropäische Wirtschaftvereins in Deutschland, Heft. 1, Berlin, 1904, S.59-74.

⁽⁵⁹⁾ Bundesarchiv R901-7557, Bl.104f.

立され、会員リストと定款が発表された。この定款は「ドイツ協会」に準じる内容であったと思われる。ハプスブルク家のヨーゼフ・アウグスト (Joseph August) 大公が総裁に、ヴェケルレが会長に就任し、また、定款の準備に関わったハンガリー経済界有力者が理事に就任した。「ハンガリー協会」の理事と委員会は、一部に工業団体や金融業界の人物も見られるが、全体的に農業利害によって構成されていたと言える。設立後、個人と法人合わせて約 200 の利害関係者が「ハンガリー協会」に参加した。

オーストリアでは 1905 年 4 月 3 日にウィーンで設立総会が開催された。議長の挨拶と経緯説明の後、委員会と理事の選出が行われた⁽⁶⁰⁾。その結果、共通上級会計検査院長のプレナー (Ernst von Plener) が会長に選出された。「オーストリア中欧経済協会」(以下「オーストリア協会」) の指導部は農工諸業界からバランスをとって選出された。彼は就任講演において、アメリカ合衆国からヨーロッパに迫りつつある輸出攻勢と保護貿易政策という脅威に対して、中欧諸国が共同防衛する必要があることを説き、そのために、最恵国待遇条項の廃止ないし制限が差し当たりの課題であることを述べた。ヴォルフが述べたような中欧諸国間での分業には慎重な姿勢を示しつつも、税関手続きの簡略化、国境監視業務の簡略化、仲裁裁判所の設置、鉄道・水運の改善、商標や特権の保護、手形や委託販売など経済法制度の均一化などの、「協会」の多様な活動領域を示した⁽⁶¹⁾。

(3) 「中欧経済協会」の初期の活動

各国「協会」のいずれの設立講演においても、姉妹団体の協力関係が重要であることが述べられた。「協会」の活動は政府に働きかけることを目標としていたとはいえ、大衆の動員や扇動のような方法に訴えるのではなく、政財界の指導者を通じて政府の経済政策の策定に直接的に影響を及ぼすことを狙いとしていた。すなわち、各国「協会」は協力して国際会議の中欧経済会議を開催し、そこで採択された経済問題についての共同決議を自国の政府に請願として提出するというのが、その戦略であった。各国の政府が中欧経済会議の共同決議にもとづいて法制度を改正することによって、参加諸国の経済法制度や通商政策が統一化あるいは簡略化されることが期待された。

「協会」は規約において、活動対象から政治的目標を除外することを明記していた。ただし、この点に関して、フェルディナントは「中欧経済協会は最初からずっと政治的に運

⁽⁶⁰⁾ Neue Freie Presse, Nr.14589, 4. April 1905, S.12f & Wiener Zeitung, Nr.77, 4. April 1905, S.10_o

^{(61) 「}オーストリア協会」は設立直後に、「中欧経済協会の課題」と題する記事を『新自由新聞 (Neue Freie Presse)』に載せ、この団体の活動内容とその趣旨を改めて訴えた。Neue Freie Presse, Nr.14639, 26. Mai 1905.

動した」と述べ、その典型的事例こそ、「協会」が通商政策に影響を及ぼそうとした合衆国との通商問題であると指摘した⁽⁶²⁾。いずれにせよ、合衆国との通商問題は、「協会」設立の主要な原動力であり、重要な活動領域であった。以下、合衆国との通商問題を事例として、「協会」の活動を検討する。

「ドイツ協会」は設立後の最初の活動目標として、合衆国との通商問題に取り組んだ。1905年2月25日に「アメリカ委員会」を設立し、連邦参議院への提出を念頭に、最恵国待遇の廃止と互恵主義の導入について草案を検討した。その議論のために、食品、鉄、機械、金属、セメント、陶磁器、ガラス、繊維、紙、木材、ゴム、砂糖、化学薬品など幅広いドイツ工業界の代表者が招待された。ここでとりまとめられた覚書は、同年秋にドイツ政府に提出された(63)。また、「ドイツ協会」は、帝国議会の各党の指導者リンブルクーシュティルム、シュヴェリーン=レヴィッツ、パーシェ、ヘイルらの協力の下で、アメリカ合衆国との通商関係を中心に最恵国待遇の歴史をまとめた叢書を出版し、これも1905年11月にドイツ政府に提出した(64)。同書において「協会」は、通商条約において最恵国待遇の条項を取り入れず、互恵主義を採用することを主張した(65)。

「ドイツ協会」の度重なる要請に対して、ドイツ政府は疑念や警戒を持って対応した⁽⁶⁶⁾。というのも、ドイツと合衆国との通商条約の交渉がすでに始まっていた上に、合衆国において「協会」は合衆国に敵対的な団体として伝えられていたため、政府は「協会」に接近することによってその交渉に悪影響が出ることを恐れたからであった。

合衆国との通商問題は「オーストリア協会」においても審議された。「オーストリア協会」は 1906 年 3 月 19-20 日に、オーストリア=ハンガリーがアメリカ合衆国と締結するべき 通商条約についての意見聴取会を開催した⁽⁶⁷⁾。これには、農林業、軽工業や重工業の幅広い業界の代表者が招待された。「オーストリア協会」からの主な質問は、① 現行の完全な 最恵国待遇を維持することと互恵条約を締結することはいずれが望ましいかと、② アメリカ合衆国の税関手続きの問題にはどのように対処すべきかであった。言うまでもなく、一つ目の質問がこの意見聴取の主目的であった。

⁽⁶²⁾ Ferdinand, 'Die Debatte "Agrar- versus Industriestaat", S.119.

⁽⁶³⁾ Kiesewetter, Julius Wolf, S.321 参照。政府に提出された覚書は、Denkschrift betreffend die Neuregelung der handelspolitischen Beziehungen Deutschlands zu den Vereinigten Staaten von Amerika, Berlin 1905.

⁽⁶⁴⁾ Bundesarchiv, R43-2254, Bl.30. その「協会」の叢書は Veröffentlichungen des Mitteleuropäische Wirtschaftvereins in Deutschland, Heft. 2, Berlin, 1905 である。

 $^{^{(65)}}$ 藤瀬「ユリウス・ヴォルフ」,9頁。

⁽⁶⁶⁾ Kiesewetter, Julius Wolf, S.326-8 や,藤瀬「ユリウス・ヴォルフ」,9-10 頁参照。

⁽⁶⁷⁾ この意見聴取会の議事録は Österreich-Ungarn und die Vereinigten Staaten von Amerika in ihren handelspolitischen Beziehungen, Carl Fromme, 1907 にまとめられている。

質問①に対する回答についてはおおよそ2つに分裂した。すなわち、現状の最恵国待遇の維持に賛成したのは主に輸出工業であった。これには亜麻製品、ビール、曲木家具、磁器類の他に、合衆国に原料を依存している綿製品、油脂類、銅製品の業界が含まれていた。ここでも、綿製品業界の代表は、合衆国との貿易戦争が勃発してオーストリアへの綿花輸入が禁止される恐れがあることを強く主張し、現行の通商条約の堅持を訴えた。他方で、最恵国待遇を撤廃して新たに互恵条項を導入することに賛成したのは農林業と一部工業であった。この立場は合衆国との競争で劣勢に立たされている業界で占められ、例えば、穀物や林業、皮革、ゴムやガラス産業などが含まれていた。

後者の互恵条項派は、中欧ないしヨーロッパ諸国が合衆国に対抗して通商政策上で連携を強めることに期待を表明した。彼らはそれにとどまらず、合衆国に対する共同報復関税や、「ヨーロッパ関税同盟」などの強硬な主張も展開された。農業利害を代表するホーエンブルムは1901年の「アメリカ夜会」の決議を持ち出して、最恵国待遇を破棄し、さらに「海外の競争相手からの共同防衛のための中欧諸国の統合(通商政策の保護協定)」を推進するように訴えた(68)。

質問②については、多くの業界から合衆国の税関手続きに対する苦情が寄せられた。 とりわけ、合衆国税関が貿易業者の申告額や書類ではなく独自の市場調査で算出した金額 にもとづいて課税を行いさらに過料を負わせてくることに対して、各業界は一致して批判 した。この問題に関しては、ヨーロッパ諸国の連携による対抗措置や関税仲裁裁判所の設 置などが提案された。

以上のように「ドイツ協会」と「オーストリア協会」それぞれで進められた準備作業にもとづいて、最初の中欧経済会議が1906年11月にウィーンで開催されたものの⁽⁶⁹⁾、この会議は決して予定通りに開催されたわけではなかった。すなわち、この会議の議題は関税仲裁裁判所、合衆国の税関手続き、国際振替制度、ドイツ=オーストリア電話網、私的保険会社の共通規定、関税書式の簡略化、内陸水運私法の統一化であり、合衆国との通商条約の問題は議題に含まれていなかった。また、「オーストリア協会」や「ハンガリー協会」からはそれぞれの会長プレナーやヴェケルレを初めとして、両国「協会」の指導者がほぼ出席していたのに対して、「ドイツ協会」では会長ギュンター公やさらにパーシェら主だった理事が欠席した。

第1回中欧経済会議がこのような形の開催となったのはドイツ政府の介入によるもので

Österreich-Ungarn und die Vereinigten Staaten von Amerika, S.35f.

⁽⁶⁹⁾ この会議の議事録は「協会」の叢書 Veröffentlichungen des Mitteleuropäische Wirtschaftvereins in Deutschland, Heft. 3, Berlin, 1906 で刊行された。

あった。詳細の検討はまた別の機会としたいが、当初の計画においてヴォルフは「ドイツ協会」会長ギュンター公の出席を予定しており、また会議の第一議題として「合衆国とキューバの通商条約」を企画していた⁽⁷⁰⁾。この議題は合衆国との通商条約、とりわけ最恵国待遇条項と互恵条項の問題に関連する議題であり、その報告者としては「ドイツ協会」の理事パーシェを予定していた。これに対してドイツ政府は、皇帝の血縁者が出席して通商条約にかかわる議題を審議することによって、当時進行中であったドイツとアメリカ合衆国の通商条約交渉が台無しになることを懸念した。そして、ドイツ政府はギュンター公の出席を断念させ、「合衆国とキューバの通商条約」を議題から取り下げさせた。合衆国との貿易に関わる議題としては、合衆国の税関手続きだけがかろうじて残された。この議題は、「オーストリア協会」の意見聴取会での討論を引き継ぐものであった。

会議に出席したヴォルフは、開会における各国「協会」代表者らの挨拶に続いて、小講演「我々の時代における経済的な世界像、および中欧経済協会の課題」を行い、「アメリカ合衆国との通商政策上の関係」に関して言及することで満足しなければならなかった⁽⁷¹⁾。ヴォルフはこの講演において、世界経済の景気状況、アメリカ合衆国の工業の成長、イギリス帝国の特恵構想、ラテンアメリカ諸国の汎アメリカ主義などへの警戒を促した。その中で、通商条約において合衆国から相応の譲歩を引き出すための中欧諸国の協調を改めて述べるとともに、最恵国待遇を撤廃して中欧諸国間での相互特恵が実現可能か否かを検討する必要があることを訴えた。

このように第1回中欧経済会議は、ヴォルフが企画した通りには開催されなかった。とはいえ、会議は無事に進行し、関税仲裁裁判所や合衆国の税関手続きなどの議題において各国の行動方針に関する決議を得ることに成功した。

5. 終わりに

「協会」は1907年以降も活動を継続した⁽⁷²⁾。1909年以降は、ベルギーの経済団体の代表者たちが「協会」の活動に参加した。中欧経済会議は例年のように開催され、第一次大戦前までに8回を数えた。藤瀬氏によれば、「協会」の活動は通商問題、金融問題、労働問題、運輸・通信問題、経済法・経済制度に大別される。このうち、例えば、通商問題に関して

⁽⁷⁰⁾ Bundesarchiv, R901-2499, Bl.36.

⁽⁷¹⁾ ヴォルフの講演内容は Veröffentlichungen des Mitteleuropäische Wirtschaftvereins in Deutschland, Heft. 3, Berlin, 1906, S.9-15 参照。

[「]協会」のその後の活動は、Kiesewetter, *Julius Wolf*, S.336ff および藤瀬「ユリウス・ヴォルフ」、11-15 頁を参照。

は第3回会議(1908年)の議題「税関手続きの簡略化」や、第4回会議(1909年)の議題「通商条約の条文形式」、第8回会議(1914年)の議題「通商条約上文の法的諸問題」が審議された。第一次大戦の勃発後は、ドイツとオーストリア=ハンガリーの共同経済政策を主要議題として4回の「中欧経済会議」が開催された。しかし、第一次大戦後の混乱期に「協会」は活動を停止して解散した。

最後に、これまでの検討結果をまとめ、さらに展望を述べて結びとしたい。第一に、世紀転換期に中欧構想が検討された背景については、まず、1891年以来の通商条約の改定を指摘できよう。ドイツにおいてカプリヴィ通商条約への不満が蓄積しており、農工利害が結束してその改定を準備し始めていた。オーストリアにおいても十二月条約への不満は高まっており、農業と工業のいずれもが条約の修正を主張していた。次いで、1897年のディングレー法の影響を指摘できよう。ドイツとオーストリア=ハンガリーの農工業の各業界は合衆国の保護貿易政策に危機感を抱き、特にディングレー法への対抗策を求めた。ドイツないしオーストリア=ハンガリー単独では合衆国との関税戦争に対処できないという認識は、ヨーロッパ諸国の連携を着想する上で重要な意味を持った。

第二に、世紀転換期の中欧構想の提唱については、「協会」設立の経緯から見ると、確かにヴォルフが重要である。しかし、ヴァルタースハウゼンの事例は、合衆国に対する通商政策上の連携を目的とする構想がヴォルフに限らず着想されていたことも示している。また、「アメリカ夜会」の決議が示すように、オーストリアにおいてもドイツと同じように合衆国との通商関係を問題視する観点から、中欧諸国の連携を軸とする通商体制が求められていた。こうしたことから、ドイツとオーストリアの双方において、中欧構想が一定の支持を集める素地が整っていたと言える。

第三に、「協会」の設立と活動内容については、まず設立の活動はドイツ、オーストリア、ハンガリーの政財界の有力者の協力によって進められ、その結果、各国において同様の組織が創設された。さらに設立後も「ドイツ協会」と「オーストリア協会」は合衆国との通商条約を活動領域として準備を進め、各国「協会」の協力によって中欧経済会議を開催した。「協会」の活動に対するドイツ政府の妨害もあったとはいえ、少なくともドイツとオーストリアの経済界においては設立当初に中欧の経済連携が模索されていた、と言える。それ以降の「協会」については1907年以降の中欧経済会議を主な対象とするさらなる検討が必要である。

「協会」の問題性に関して、ここでは外部に対する「協会」の敵対的な姿勢を指摘したい。 本稿で明らかにしてきたように、「協会」設立のきっかけはアメリカ合衆国に対する危機 感であり、合衆国への対抗がその原動力であった。これは合衆国との関税戦争への備え、すなわち、「協会」の敵対的な姿勢の強さを意味していたと言える。さらに言うならば、これは決して「協会」やヴォルフに限られたものではなく、例えばヴァルタースハウゼン、ペーツ、ホーエンブルムら少なからぬ論者に幅広くみられる傾向であった。しかも、「協会」の矛先は必ずしも合衆国だけに向くものではなかった(73)。ヴォルフは 1901 年の論文「国民経済と世界経済」においてヨーロッパの戦争抑止策として「ヨーロッパ合衆国」に言及したものの、「協会」が外部への敵対にもとづいて活動する以上、それは実のところその構想の段階からある種の重大な矛盾を孕んでいたようにも思われる。

ドイツとオーストリアそれぞれの経済界では 1891 年以来の通商条約への不満が高まっており、世紀転換期のその修正の機会が到来すると、両国で条約改定の取り組みが始まった。ほぼ同時期に合衆国でディングレー法が成立すると、合衆国における高率保護関税や互恵主義、さらに汎アメリカ主義への危機感がドイツとオーストリア双方で高まった。そこで、とりわけ自国単独での対抗措置を不可能と見る人々の間で、中欧あるいはヨーロッパ諸国の経済連携が模索され始めた。ドイツのみならず、オーストリアにおいても中欧構想を推進しようとする業界や利害が少なからず存在していたことは、この時期の中欧構想が「協会」の組織的活動へと展開していく上で重要な意味を持ったと言える。

本稿では、議論の主旨から逸れるのを避けるため、中欧構想に対する両国の各業界の利害について、立ち入った検討はしてこなかった。ただし、本稿の課題をより正確かつ詳細に解決するためには、本来的には通商政策に対する両国の各業界や団体の立場や、それらが展開した議論の分析が必要であったように思われる。また、本稿は「協会」だけを念頭において世紀転換期の中欧構想の展開を検討してきた。しかし、実際に提唱されていた多様な構想の関係も本来ならば検討され整理されるべきであろう。これらを今後の課題として本稿の結びとしたい。

参考文献一覧

1. 公文書

Bundesarchiv, R43-2254

Bundesarchiv, R901-2499

⁽⁷³⁾ 例えば、ヴォルフは当初イギリスに対して経済連携の可能性を示していたが、イギリスの帝国特 恵構想を見てイギリスを合衆国と同様にヨーロッパ諸国の脅威と見なした。拙稿「20 世紀初頭ドイ ツにおける英独関係論の変容―ユリウス・ヴォルフの通商政策思想を中心に―」『歴史と文化』第 54巻、2016年。

Bundesarchiv, R901-7557

2. 中欧経済協会およびユリウス・ヴォルフ

Denkschrift betreffend die Neuregelung der handelspolitischen Beziehungen Deutschlands zu den Vereinigten Staaten von Amerika, Berlin 1905

Österreich-Ungarn und die Vereinigten Staaten von Amerika in ihren handelspolitischen Beziehungen, Carl Fromme, 1907

Veröffentlichungen des Mitteleuropäische Wirtschaftvereins in Deutschland, Heft. 1, Berlin, 1904 Veröffentlichungen des Mitteleuropäische Wirtschaftvereins in Deutschland, Heft. 2, Berlin, 1905 Veröffentlichungen des Mitteleuropäische Wirtschaftvereins in Deutschland, Heft. 3, Berlin, 1906 Julius Wolf, Das Deutsche Reich und der Weltmarkt, Gustav Fischer, 1901

3. 工業家クラブ

Mittheilungen des Industriellen Club, Jg. VI, 1897 Mittheilungen des Industriellen Club, Jg. VII, 1898 Mittheilungen des Industriellen Club, Jg. VIII, 1899 Mittheilungen des Industriellen Club, Jg. X, 1901

4. オーストリア経済学者協会

Ein Zoll- und Handelsbündniss mit Deutschland. Verhandlungen der Gesellschaft österreichischer Volkswirte in den Plenarversammlungen vom 23. und 30. Jänner, 6. und 13. Februar 1900, Wien, 1900

5. オーストリア通商条約締結農林業利害擁護総本部

Ludwig Frankl, Unsere künftige Handelspolitik vom Standpunkte der Land= und Fortwirtschaft, Johann N. Vernay, 1900

Mittheilung der Oesterreichischen Centralstelle zur Wahrung der land= und forstwirthschaftlichen Interessen beim Abschlusse von Handelsverträgen, Nr.32, 1901

Mittheilung der Oesterreichischen Centralstelle zur Wahrung der land= und forstwirthschaftlichen Interessen beim Abschlusse von Handelsverträgen, Nr.51, 1901

Mittheilung der Oesterreichischen Centralstelle zur Wahrung der land= und forstwirthschaftlichen Interessen beim Abschlusse von Handelsverträgen, Nr.65, 1900

6. 『新自由新聞(Neue Freie Presse)』, 『ウィーン新聞』

Neue Freie Presse, Nr.14589, 4. April 1905 Neue Freie Presse, Nr.14639, 26. Mai 1905 Wiener Zeitung, Nr.77, 4. April 1905

7. アウグスト・ザルトリウス・フォン・ヴァルタースハウゼン

August Sartorius von Waltershausen, 'Beiträge zur Beurteilung einer wirtschaftlichen Foederation von Mitteleuropa', Zeitschrift für Socialwissenchaft, Jg. 5, 1902

, Deutschland und die Handelspolitik der Vereinigten Staaten von Amerika, Berlin, 1898

8. 研究文献

(洋語文献)

- Marek Czaja, Die USA und ihr Aufstieg zur Weltmacht um die Jahrhundertwende: Die Amerikaperzeption der Parteien im Kaiserreich, Duncker & Humblot, 2006
- Ursula Ferdinand, 'Die Debatte "Agrar- versus Industriestaat" und die Bevolkerungs- frage', in: Rainer Mackensen, Jürgen Reulecke (Hrsg.), Das Konstrukt "Bevölkerung" vor, im und nach dem "Dritten Reich", Verlag für Sozialwiss, 2005
- Hubert Kiesewetter, Julius Wolf 1862-1937: zwischen Judentum und National-sozialismus: eine wissenschaftliche Biographie, F. Steiner, 2008
- Marcel van der Linden and Gregory Zieren, 'August Sartorius von Waltershausen (1852-1938), German Political Economy, and American Labor', in: David Montgomery and M. v. d. Linden (ed.), August Sartorius von Waltershausen: The Workers' Movement in the United States, 1879-1885, Cambridge, 1998
- Herbert Matis, Österreichs Wirtschaft 1848–1913: konjunkturelle Dynamik und gesellschaftlicher Wandel im Zeitalter Franz Josephs I, Duncker & Humblot, 1972
- Anton Pelinka, 'Fin de Siècle. Mitteleuropa vor und während des Ersten Weltkrieges', in: Anton Pelinka, Karin Bischof, Walter Fend, Karin Stögner, Thomas Köhler (Hrsg.), Geschichtsbuch Mitteleuropa. Vom Fin de Siècle bis zur Gegenwart, new academic press, 2016
- Roman Sandgruber, Ökonomie und Politik: österreichische Wirtschaftsgeschichte vom Mittelalter bis zur Gegenwart, Ueberreuter, 1995
- Martin Steinkühler, Agrar- oder Industriestaat: Die Auseinandersetzungen um die Getreidehandels- und Zollpolitik des Deutschen Reiches 1879-1914, P. Lang, 1992
- Hans-Peter Ullman, Der Bund der Industriellen, Vandenhoeck & Ruprecht, 1976
- Rolf Weitowitz, Deutsche Politik und Handelspolitik unter Reichskanzler Leo von Caprivi 1890-1894, Droste, 1978

(邦語文献)

大谷瑞郎「カプリヴィ内閣の通商条約改訂」『武蔵大学論集』第33巻第5・6号, 1986年 大津正道「ドイツにおける1902年関税の成立過程|『文化』第41巻, 第3-4号, 1978年

------「通商条約協会とドイツ帝国主義―問題点整理のために―」『西洋史研究』新輯第7号, 1978年

鹿野忠生『アメリカ保護主義の基礎研究―その支持基盤の史的分析―』創言社,1984年 加茂川益郎「ドイツ関税政策と国家(1879-1902年)」『敬愛大学研究論集』第55号,1999年 齋藤幸雄「ドイツ農業政策と農業者同盟(1890-1914年)」『経済学研究』第25号第2号,1975年 田村信一『ドイツ経済政策思想史研究』未来社,1985年

藤瀬浩司「ドイツ中欧経済協会の設立」『経済科学』第36巻第4号,1989年

- ——— 「ユリウス・ヴォルフと中欧経済協会 1904-1918」 『経済科学』 第 44 巻第 3 号, 1996 年 藤村幸雄「19 世紀末葉におけるドイツ通商政策の特質—いわゆる「新コース」政策を中心とし て—」 『経済学論集』 第 28 巻第 3 号, 1962 年
- -----「1890 年代におけるドイツ貿易政策の特徴-通商政策網政策を中心として-」『経済学

34 特集

論叢』第15巻第3-4号, 1966年

――――「ドイツ帝国主義と貿易政策―1902 年関税改革を中心として―」『社会科学』第5号, 1967年

村田武「19世紀ドイツにおける農業と農業保護関税」『金沢大学経済論集』第22号、1986年

拙稿「20世紀初頭ドイツにおける英独関係論の変容—ユリウス・ヴォルフの通商政策思想を中心 に一」『歴史と文化』第54巻, 2016年

*本研究は JSPS 科研費 (課題番号: 16K16934) による研究成果の一部である。